

高岡市こども計画

～こども“を”まんなか推進プラン～

概要版

案

令和7年3月
高岡市

1 高岡市こども計画について

- ・「高岡市こども計画」は、心と身体の発達の過程にある者を「こども」と捉え、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するための基本計画として目標や施策を示し、こども施策を総合的に推進する実行計画（アクションプラン）としても定めます。
- ・「こどもは地域の宝」という考えのもと、こどもを産み育てやすいまちとして、将来のこどもたちが夢や希望を持てるまちへと更に進化させることができるよう、行政をはじめ、関係機関や地域の人々、企業などと連携しながら、各施策を前に進めていきます。
- ・社会全体でこどもへのサポートを推進することで次代につなぐ循環を生み出し、「持続可能な未来都市 高岡」の実現につなげていきます。

2 現状と課題

- ・全国的に少子高齢化に伴う人口減少は、経済の停滞や地域社会の活力の低下など社会全体に影響を及ぼし、こども同士の交流の機会の減少に伴い、こどもの健やかな成長にも影響を及ぼすことが懸念されています。
- ・高岡市においても、人口減少や核家族化の進行、婚姻件数や出生数の減少が進む一方で、女性の就業率の高まりがみられます。
- ・家庭だけでなく、地域社会全体で子育て当事者が働きながら子育てをしやすい環境づくりを推進していく必要があります。
- ・近年、医療的ケア児、ヤングケアラー等といった支援を必要とするこどもに関する新たな課題が出てきており、支援策を講じていく必要があります。

【参考資料】

・人口	平成27年	172,175人	⇒	令和2年	166,393人
・平均世帯人員	平成27年	2.7人	⇒	令和2年	2.5人
・婚姻件数	平成30年	699件	⇒	令和4年	590件
・出生数	平成30年	1,123人	⇒	令和4年	1,024人
・女性の就業率	平成27年	49.8%	⇒	令和2年	52.2%

人口、平均世帯人員、女性の就業率は国政調査、婚姻数は人口動態統計、出生数は住民基本台帳によるもの

3 こどもや子育て当事者の声

こどもたちや子育て当事者の声を聴き、計画に反映するためにアンケートを実施しました。

①調査期間 令和6年1月

- ・市内在住の就学前児童保護者 886 票/2000 票≒44.3% ・就学児童保護者 1,094 票/2000 票≒54.7%

②調査期間 令和6年4～5月

- ・市在住の中学2年生 973 票/1,257 票≒77.4% ・市在住の高校2年生 441 票/1,219 票≒36.2%

③主な意見（※一番回答割合が高いものを記載）

- ・子育て支援に期待すること（就学前児童・就学児童）⇒「放課後児童クラブの充実」（42.2%）（41.8%）
「保育料、給食費の軽減」（44.6%）（36.3%）
 - ・子育てに関して欲しい情報（就学前児童・就学児童）⇒「子ども連れで出かけられる場所の情報」（76.7%）（61.0%）
 - ・子育てに最も影響する環境（就学前児童・就学児童）⇒「家庭」（92.6%）（91.7%）
 - ・高岡市に住み続けたいか（中高生）⇒「外に出ても将来高岡に戻りたい」（24.1%）
 - ・市に希望するサービス（中高生）⇒「おしゃべりや、勉強、読書など、自由に過ごせる施設をつくること」（49.8%）
- ⇒教育・保育の充実や、子育てに関する情報の提供、居場所づくりについて、行政のみならず、地域や企業等と連携し、子育てを支えていくことが重要

4 国・県の動き

- ・日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が令和5年4月に施行されました。
- ・こども基本法に基づき、こども施策を推進するための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。
- ・こども基本法では、市町村は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案の上、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされています。
- ・富山県では今年度、とやまっ子プランの見直しを実施し、また、「富山県こどもの権利に関する条例（仮称）」を制定予定です。

5 基本理念

『こどもを育み、支え、次代へとつなぐ好循環社会の実現』

本計画では、地域の宝であるこどもの視点を第一に考え、日本国憲法、こどもの権利条約を踏まえたこども基本法に基づき、こども大綱及び富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画、また富山県が制定を進める富山県こどもの権利に関する条例（仮称）を勘案し、こども施策を総合的に推進し、こどもまんなか社会を目指していきます。

こどもや子育て当事者を支えるため、行政、関係機関や地域の人々、企業などが連携し、こども施策を前に進め、こどもの育ちの環境を切れ目なく支え、その取組を継続することで、将来の子育て世代にとって、より子育てしやすいまちに進化していけるよう、次の世代からも共感を得られ、将来にバトンをつないでいけるような社会の実現に努めていきます。

基本理念	基本目標	施策目標	施策の方向性	主な具体施策
こどもを育み、支え、次代へとつなぐ好循環社会の実現	Ⅰ 全てのこどもへの支援体制づくり	1 こどもの誕生から切れ目ない支援を一体的に受けられる環境づくりを推進します	(1) こどもの健やかな成長のための保健医療の充実	- こどもの健康診査や保健指導の充実 - こどもの望ましい生活習慣の確立への支援 - こどもの感染症予防の推進 - こどもの事故予防と医療体制の充実
			(2) 教育・保育サービスの一体的提供と充実	- 多様な教育・保育サービスの充実 - 教育・保育サービスの質の向上 - 親の就業状況にかかわらない支援の充実 - 幼児を安心、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進
			(3) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育の充実	- 確かな学力の向上 - 豊かな心の育成 - 健やかな体の育成 - 学校と地域でつくる学びの充実 - 多様なニーズに応える教育環境の充実
			(4) 若者に対する支援の充実	- 自立に向けた取組に対する支援の充実 - 就労等を通じた支援の充実
	Ⅱ 全ての子育て当事者への支援体制づくり	1 妊娠前から親が安心して子育てができるサービスの充実を図ります	(1) 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実	- 妊娠前からの子育て支援・家庭支援の充実と体制強化 - 親の健康づくりの推進 - 子育て支援情報サービスの充実 - 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
			(2) ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭等の支援
		2 共働き・共育での両立を推進します	(1) 共働き・共育での両立支援	- 男女平等・共同参画意識の啓発 - ワークライフバランス推進及び両立支援
		3 次世代の親を育成します	(1) こどもを産み、育てる意識の醸成	- 結婚を希望する方への支援 - 結婚に伴う新生活への支援
	Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援する環境づくり	1 地域全体で子育て当事者を支える社会をつくりまします	(1) 地域での子育て支援環境の整備	- 放課後児童対策に係る取組の強化 - こどもの居場所づくりの推進 - 体験活動の推進 - 地域の人材の育成
		2 子育てのための生活環境を整備します	(1) 安全・安心な生活環境の整備	- こどもが安全・安心に過ごせる環境づくり - こども・子育て当事者の目線に立った環境づくり
	Ⅳ 支援が必要なこどもや家庭を守る体制づくり	1 全てのこどもや家庭の最善の利益を守ります	(1) こどもの貧困対策	- 世代間の貧困の連鎖を防止する取組の推進 - こどもの生活の安定に資するための支援の推進
			(2) 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援	- 虐待発生を予防する取組の推進 - 早期発見、早期対応に対する取組の推進
			(3) 障がい児・医療的ケア児等への支援	- 乳幼児期からの早期療育支援 - 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化
	Ⅴ こどもの意見を大切にいたした施策づくり	1 こどもの意見を施策づくりに活かしていきます	(1) こどもの社会参画・意見反映	- こどもの社会参画・意見反映の取組の推進 - こどもまんなか社会の周知啓発

6 重点取組項目

全てのこどもが、年齢や発達程度、置かれた環境にかかわらず、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送れるよう、地域社会全体でこどもと子育て当事者を支援する体制を構築することが重要です。現在の取組の成果と課題、こどもや子育て当事者への意向調査、国の動向などを踏まえ、基本目標の中で重点的に取り組む項目を5つ定め、各施策を推進していきます。

重点取組項目1 乳幼児期を中心としたこどもの育ちに対する支援の充実

母親の妊娠期から幼保小の接続の重要な時期に着目し、育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出します。

- 子育て当事者の産前・産後の支援の充実
- 保育所、認定こども園等の教育・保育環境の整備
- 幼児教育・保育と小学校教育の接続等の充実

重点取組項目2 子育て当事者が健康でゆとりを持ってこどもに向き合える社会づくり

経済的不安や仕事と子育ての両立の難しさ等、子育てにおける負担感を社会全体で支え、子育て当事者がゆとりを持ってこどもに向き合える社会を目指します。

- 子育て当事者に対し、経済的負担の軽減をはじめとしたきめ細やかな支援の実施
- 子育て当事者のニーズに応じた情報発信や相談体制の充実

重点取組項目3 地域社会と連携したこどもの居場所づくりの推進

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すため、社会の情勢変化を踏まえながら、こどもを見守り、地域でこどもを育てる環境づくりやこどもの居場所づくりを推進します。

- 民間活力を含めた放課後児童クラブの充実
- 行政、地域、企業等の連携によるこどもの居場所づくりの推進

重点取組項目4 誰一人取り残さないこども支援の充実

障がい、虐待、貧困等を含む保護や配慮が必要なこどもへの支援の充実を図り、誰一人取り残さないひとしい育ちの実現を図ります。

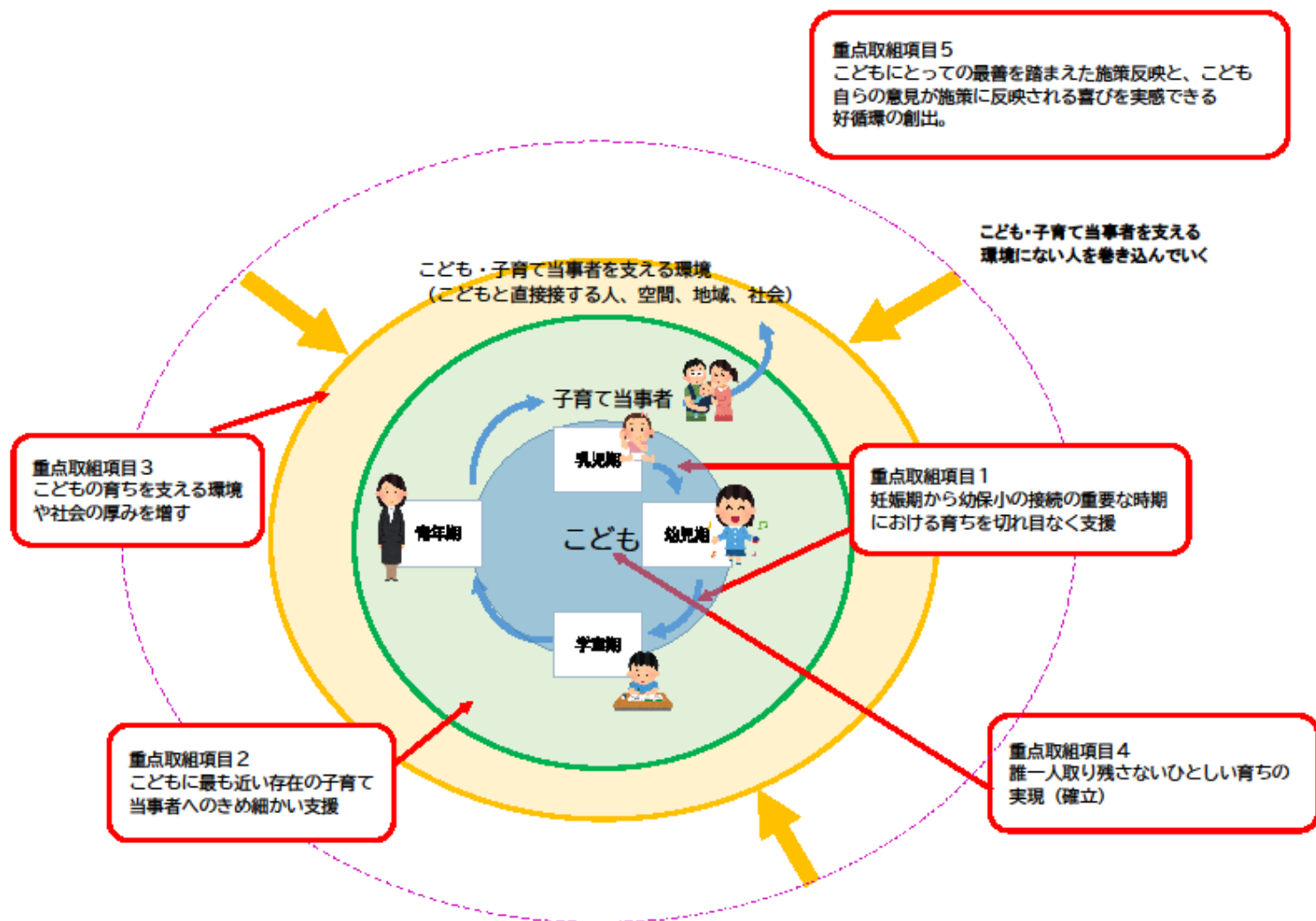
- 特性のあるこども、医療的ケア児等に対する支援の充実
- 虐待、ヤングケアラー等に対する支援の充実

重点取組項目5 次代を支える好循環づくり

こどもにとって最もよいことは何かを考慮した上で施策に反映し、継続的に実施事業の点検と見直しを行います。また、こども自らの意見が施策に反映される喜びを実感できるよう、次世代を担うこどもが郷土愛を育み、未来に夢や希望を持って成長できる好循環を創出します。

- こどもの意見を聴く機会を作り、こども施策へ反映
- こどもの社会参画の推進

高岡市こども計画～こども“を”まんなか推進プラン～のイメージ図



- ・こどもが社会のまんなかにおり、子育て当事者や地域等に支えられながら成長していくことを表しています。
- ・この計画ではこどもにとって何が最善かを考え、こどもの育ち“を”支えるとともに こどもや子育て家庭を支える環境を周囲を巻き込みながら拡げることで、社会全体でこども“を”育み、さらに子育てしやすいまちへと進化し、次代へとつなぐ好循環をめざしていくことをイメージしています。

7 評価指標

《基本目標Ⅰ 全てのこどもへの支援体制づくり》

項目	R6（現状値）	R11（目標値）
産前産後支援事業所数（産後ケア、産前産後ヘルパー事業所等）	10 事業所	12 事業所
多様な保育サービス実施事業所数（※）	109 事業所	112 事業所
乳児家庭全戸訪問実施率	99.8%	100%

※病児保育、病後児保育、体調不良児保育、一時預かり、延長保育、休日保育、誰でも通園制度、医療的ケア児事業等

《基本目標Ⅱ 全ての子育て当事者への支援体制づくり》

項目	R6（現状値）	R11（目標値）
ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	-	30 事業所
子育てが地域や社会で支えられていると感じる人の割合（アンケート）	35.4%	50.0%
1人あたりの子育て支援アプリのアクセス回数	15 回／年	52 回／年

《基本目標Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援する環境づくり》

項目	R6（現状値）	R11（目標値）
放課後児童クラブの受入れ可能児童数	1,449 人	1,654 人
民設民営放課後児童クラブ数	5 事業所	9 事業所
公設民営放課後児童クラブ数	35 事業所	36 事業所
こどもの居場所数（地域子育て広場、こども食堂等）	11 事業所	31 事業所

《基本目標Ⅳ 支援が必要なこどもや家庭を守る体制づくり》

項目	R6（現状値）	R11（目標値）
特性のあるこどもの支援事業所数（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療的ケア等）	50 事業所	60 事業所
支援団体数（こども食堂、学習支援事業所、子育て世帯訪問支援事業所等）	8 事業所	13 事業所

《基本目標Ⅴ こどもの意見を大切にした施策づくり》

項目	R6（現状値）	R11（目標値）
児童・生徒へのアンケートの回答率	57.1%	70%
高岡に住み続けたいと回答する児童・生徒の割合（アンケート）	37.1%	50%
こどもまんなかのイベントの数（参考 市のイベント一覧 98 件）	-	80 件